

半田市地域公共交通会議設置要綱

(設 置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、市内における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進を協議するため、半田市地域公共交通会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 道路運送法第9条第4項に規定する乗合旅客運送に係る運賃等に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (4) その他市の公共交通政策に関する事項

(組 織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
- (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (6) 愛知県知多建設事務所長が指名する者
- (7) 愛知県半田警察署長が指名する者
- (8) 市民又は利用者を代表する者
- (9) 学識経験者
- (10) 副市長
- (11) 市職員
- (12) その他会長が必要と認める者

2 委員の定数は、28名以内とする。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 4 委員は再任することができる。
- 5 第1項第8号に規定する者のうち公募により選出された者及び第9号に規定する者以外については、委任状により会議に代理者を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の4分の3以上をもって決する。
- 5 会議は原則として公開とする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、総務部防災交通課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。